

○福島市建築関係工事週休2日促進工事实施要領

最終改正 令和8年10月1日

（目的）

第1条 この要領は、建設業の働き方改革を推進するために、福島市が発注する建築関係工事において週休2日促進工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領における用語の意義は、福島市財務規則（平成15年規則第34号。以下「規則」という。）及び規則第147条第1項に規定する福島市工事請負契約約款（以下「約款」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

（1） 週休2日

① 「完全週休2日」とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし土曜日及び日曜日に現場作業を行うとされている場合は、受発注間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所に指定するものとする。完全週休2日に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

① 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

② 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

（2） 対象期間

「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。

（3） 現場閉所

「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（4） 現場休息

「現場休息」とは、分離発注工事の場合において各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

（5） 完全週休2日

完全週休2日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）

を行ってれば、達成しているとみなす

(6) 4週8休以上

- ① 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所（現場休息）では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- ② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めることができるものとする。

(7) 発注者指定型

「発注者指定型」とは、発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。

(対象工事)

第3条 この要領の対象となる工事は、建築関係工事積算基準を適用する工事のうち、次の各号に該当しない工事とする。

なお、対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議のうえで対象とすることができるものとする。

- (1) 災害復旧工事等、緊急性のある工事
- (2) 工程上の制約により、休日の確保が困難であると判断される工事

(実施方法等)

第4条 週休2日に取り組む受注者は、施工計画書に4週8休以上の休日を確保した工程表を添付し、監督員に提出するものとする。

なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで工程表を作成するものとする。

- 2 受注者は対象期間中、工事現場に「福島市建築関係工事週休2日促進工事实施要領」の対象工事である旨を明示し、下請負人を含めた工事現場労働者に周知しなければならない。
- 3 受注者は、工程表で定めた休日においては下請負人を含む工事現場の全労働者を休日または休暇としなければならない。
- 4 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。
- 5 受注者は毎月、工事履行報告書に現場閉所または現場休息の実績を記入した実施工程表を添付し、監督員に提出するものとする。
- 6 監督員は受注者に対して週休2日の取組みに支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等について迅速に対応するとともに、緊急性がある場合を除き、資料作

成を含め現場閉所日または現場休息日における作業が生じないよう適切に指示を行うように努め、工程調整等に配慮するものとする。

（積算方法等）

第5条 補正は行わない。

（対象工事の記載）

第6条 この要領を適用する工事については、特記仕様書に「福島市建築関係工事週休2日促進工事实施要領」の対象とする旨を記載するものとする。

（工事成績評定）

第7条 工事成績評定については、福島市請負工事成績評定要綱に基づくものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係部局と協議しその都度定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年2月1日から施行し、施行日以降に起工する工事に適用する。

附則

この要領は、令和6年7月1日から施行し、施行日以降に起工する工事に適用する。

附則

この要領は、令和7年1月20日から施行し、施行日以降に起工する工事に適用する。

（名称変更）

この要領による改正前の福島市建築・設備工事週休2日促進工事实施要領（令和6年7月1日施行）を、この要領による改正後の福島市建築関係工事週休2日促進工事实施要領に名称変更する。

附則

この要領は、令和7年10月15日から施行し、施行日以降に起工する工事に適用する。

附則

この要領は、令和8年10月1日から施行し、施行日以降に起工する工事に適用する。